

# 奨励金 QA 目次

## ■ 奨励金全般について

- Q. 申請書の受付時期と終了時期はいつですか。 P 1
- Q. どのような補助要件がありますか。 P 1
- Q. 契約書が連名（2名以上）の場合、契約者全員を申請者とする必要がありますか。 P 1
- Q. 施設の更新（既設を撤去し、更新する場合）は補助対象となりますか。 P 1
- Q. 太陽光発電システムとコージェネレーションシステムなど、異なるシステムの奨励金をそれぞれ申請して、補助を受けることはできますか。 P 2
- Q. 複数のシステムの奨励金を同時申請する場合に、添付書類（世帯全員の住民票や市税の完納証明書など）は1部で問題ないか。 P 2
- Q. 領収書が出ない場合はどうしたらよいですか。 P 2
- Q. 領収書には、どのような内容を記載する必要がありますか。 P 2
- Q. 郵送での申請はできますか。 P 3
- Q. 申請書類が揃っていない場合や不備があった場合に、準備できた分の書類は預かってもらえますか。 P 3
- Q. 申請書を提出する際に、保証書などの一部の書類を発行するのに時間を要する場合、全ての書類が整ってなくても書類は預かってもらえますか。 P 3

# 奨励金 QA 目次

- Q. 国や県の補助金と併用はできますか。 P 3
- Q. 当該奨励金の財源の内訳はどのようになっていますか。 P 3
- Q. 事業所などは補助対象になりますか。 P 3
- Q. PPA（電力購入契約）やリースによる場合でも申請できますか。 P 3
- Q. 太陽光パネル、パワーコンディショナー、蓄電池などの中古品も補助対象として申請できますか。 P 4
- Q. ハウスメーカーのキャンペーンなどにより、設置に要した費用が 0 円になる場合、補助対象となりますか。 P 4
- Q. 申請書類を返却してもらえますか。 P 4
- Q. 令和 6 年 3 月 31 日以前に設置工事を完了した場合は、補助対象となりますか。 P 4
- Q. 設置工事を実施する前に申請が必要ですか。また、設置工事の完了前に申請することはできますか。 P 4
- 太陽光発電システムについて**
- Q. 市内業者とは具体的にどのような業者ですか。 P 4
- Q. 市外業者と契約しましたが、施工業者が下請けの市内業者である場合は補助対象となりますか。 P 4
- 蓄電システムについて**
- Q. 太陽光発電システムとセットで設置する必要がありますか。 P 5

# 奨励金 QA 目次

Q. メーカー型番とはどこから引用するのですか。 P 5

Q. 電力系統への発電設備の連携に関する申込等の写し【シンセツくん（蓄電池）】とはどのような資料ですか。 P 5

## ■コージェネレーションシステムについて

Q. コージェネレーションシステムとはどのようなシステムですか。 P 6

Q. エコキュートは補助対象となりますか。 P 6

Q. エネファームは補助対象となりますか。 P 6

## ■太陽熱温水器について

Q. エコキュートに太陽熱を加えた温水給湯機は補助対象となりますか。 P 6

## 奨励金全般

Q 申請書の受付時期と終了時期はいつですか。

A 令和6年5月20日から令和7年2月28日までが受付期間です。

※予算額に達し次第、受付は終了（先着順）します。

Q どのような補助要件がありますか。

A 以下の要件にいずれにも該当することが必要です。

- ・自らが居住する市内の住宅等に設置していること。
- ・未使用のものを購入していること。
- ・市税の滞納がないこと。
- ・要綱に定める暴力団員等でないこと。
- ・過去に同一システムに係る奨励金を受けていないこと。

※補助対象設備ごとに個別の補助要件がありますので、確認してください。

Q 契約書が連名（2名以上）の場合、契約者全員を申請者とする必要がありますか。

A 契約者が連名の場合は、契約者のうち1名でも申請者となり得ます。ただし、他の提出書類（領収書や保証書の宛名）と一致するようにしてください。また、市税の完納証明書は、契約者のうち補助金申請者の1名分のみで差支えありません。

Q 施設の更新（既設を撤去し、更新する場合）は補助対象となりますか。

A 過去に同一システムの奨励金を受けていなければ、更新でも補助対象として申請可能です。ただし、施設の一部を修繕する場合は、補助対象とはなりません。

Q 太陽光発電システムとコージェネレーションシステムなど、異なるシステムの奨励金をそれぞれ申請して、補助を受けることはできますか。

A 過去に同一システムの奨励金を受けていなければ、複数システムに対し、補助を受けることができます。

Q 複数のシステムの奨励金を同時申請する場合に、添付書類（世帯全員の住民票や市税の完納証明書など）は1部で問題ないか。

A 複数のシステムの奨励金を同時申請する場合に、添付書類を1部とすることはできません。必要書類を整えた上で必要部数分を添付し、申請書を提出してください。

Q 領収書が出ない場合はどうしたらよいですか。

A 住宅ローン支払いやクレジットカード決済のために領収書が発行されない場合は、領収書の代わりとして、代金を受領したことが分かる書類（支払証明書など。書式は任意。ただし社印つきのもの）を請負業者に作成を依頼し、添付してください。また、ローンを証する書面でも可とします。

Q 領収書には、どのような内容を記載する必要がありますか。

A 日付、施主の氏名、業者の氏名、住所、社印、代金の金額、設置場所の住所、領収内容（〇〇設置工事代金のため、〇〇設置工事代金を含むなど）を記載してください。

また、他の費用と合算されている場合は、但し書き等で対象システムに関する経費が含まれている旨を記載してください。

領収書の例

| 領収書                       |                             | No.111                                      |
|---------------------------|-----------------------------|---|
| 東近江 太郎 御中                 |                             | 発行日 令和〇年〇月〇日                                |
| <b>金額 ￥1,760,000—（税込）</b> |                             |   |
| 但                         | 〇〇設置工事費として<br>上記正に領収いたしました。 |   |
| 設置場所                      | 東近江市八日市緑町〇〇番地               |   |
| 収入印紙                      | 内訳                          | 〇〇エネルギー株式会社<br>代表取締役 東近江 花子 印               |
|                           | 税抜金額                        | ¥1,600,000 — 〒527-8527<br>滋賀県東近江市八日市緑町10番5号 |
|                           | 消費税等                        | ¥160,000 — 0748-24-1234                     |

Q 郵送での申請はできますか。

A できません。先着順での受付となるため、窓口（東近江市環境部森と水政策課）のみで受け付けます。また、各支所での受け付けはできません。

Q 申請書類が揃っていない場合や不備があった場合に、準備できた分の書類は預かってもらえますか。

A お預かりできません。必要な書類が全て揃った段階で申請してください。

Q 申請書を提出する際に、保証書などの一部の書類を発行するのに時間を要する場合、全ての書類が整っていなくても書類は預かってもらえますか。

A お預かりできません。書類が全て揃った段階で申請してください。

Q 国や県の補助金と併用はできますか。

A 国や県が禁止していなければ併用可能です。国や県の補助金については、直接、国や県にお問い合わせください。

Q 当該奨励金の財源の内訳はどのようになっていますか。

A 国費や県費を含まず、市費単独となっています。

Q 事業所などは補助対象になりますか。

A 補助対象とはなりません。

ただし、個人事業主などで補助対象設備を設置した住宅に居住し、そこで事業を営んでいる場合は、補助対象となります。

Q PPA（電力購入契約）やリースによる場合でも申請できますか。

A 申請者が自ら経費を負担し、所有するものに対して、補助金を交付することとしています。そのため、PPA やリースによる場合は補助対象外となります。

Q 太陽光パネル、パワーコンディショナー、蓄電池などの中古品も補助対象として申請できますか。

A 本補助事業の対象となる設備は、新品に限ります。中古品などは、補助対象とはなりません。

Q ハウスメーカーのキャンペーンなどにより、設置に要した費用が 0 円になる場合、補助対象となりますか。

A 補助対象とはなりません。

Q 申請書類を返却してもらえますか。

A 不備がなく、受付済みの申請書類の返却はできません。控えが必要な場合には、提出する書類のコピーを取り、控えとして保管してください。

Q 令和 6 年 3 月 31 日以前に設置工事を完了した場合は、補助対象となりますか。

A 補助対象とはなりません。

Q 設置工事を実施する前に申請が必要ですか。また、設置工事の完了前に申請することはできますか。

A 設置工事を実施する前に申請は必要ありません。また、設置工事の完了前に申請することはできません。設置工事完了後に必要書類を整えた上で申請書を提出してください。

## 太陽光発電システムについて

Q 市内業者とは具体的にどのような業者ですか。

A 市内業者とは、市内に本社を構える事業者又は本社は市外で、市内に営業所（事業所）を構える事業者です。

Q 市外業者と契約しましたが、施工業者が下請けの市内業者である場合は補助対象となりますか。

A 補助対象となります。

# 蓄電システムについて

Q 太陽光発電システムとセットで設置する必要がありますか。

A 太陽光発電システムとセットで設置する必要はなく、個別設置（太陽光発電システムのみ又は蓄電システムのみを設置するパターン）でも補助対象となります。

Q メーカー型番とはどこから引用するのですか。

A 一般社団法人環境共創イニシアチブ（略称：SII）のHPに登録されている型番を記載してください。

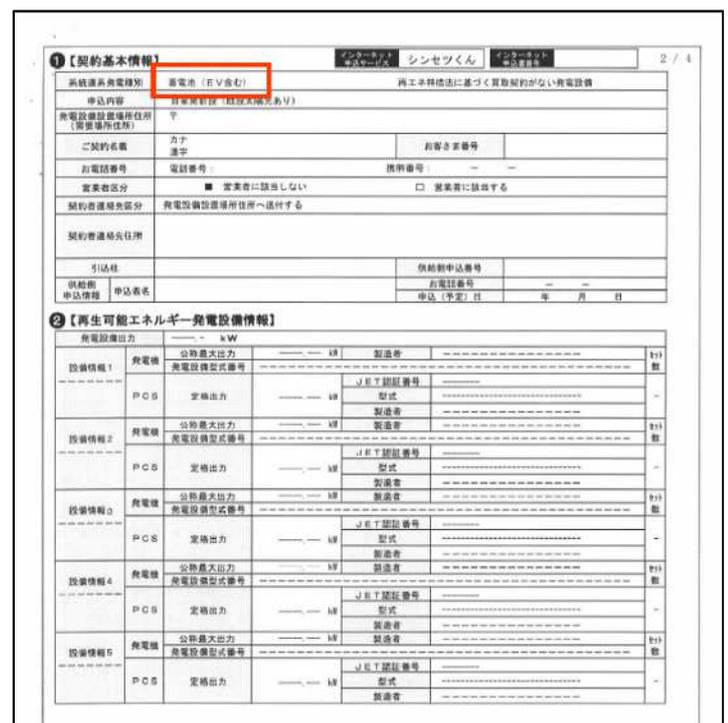
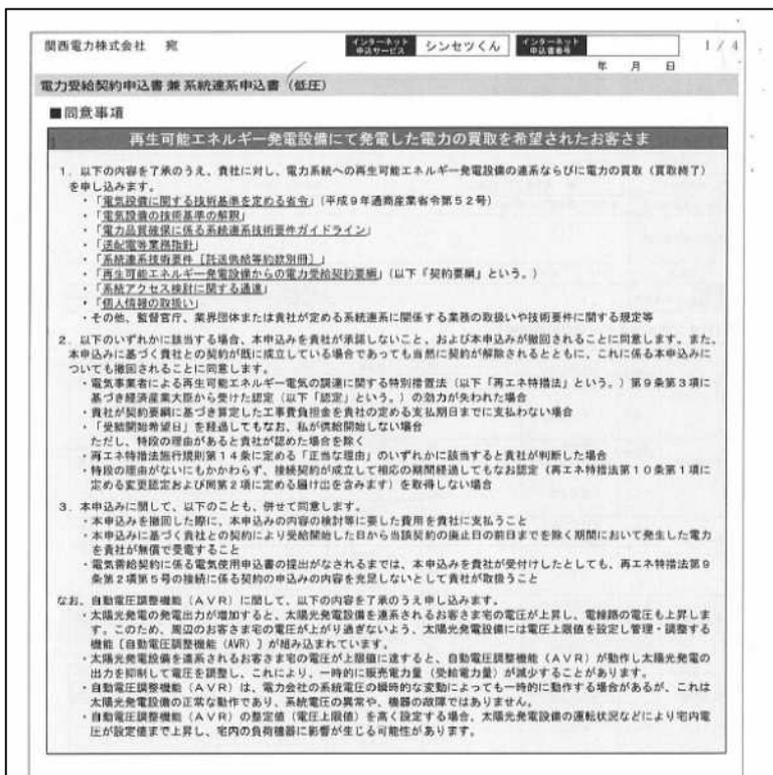
一般社団法人環境共創イニシアチブのURL：<https://zehweb.jp/registration/battery/>

Q 電力系統への発電設備の連携に関する申込等の写し【シンセツくん（蓄電池）】とはどのような資料ですか。

A 蓄電システムを設置した電気事業者が電力系統への発電設備の連携を行う際に必要となる書類ですので、電気事業者に確認した上で必要な書類を提出してください。

また、シンセツくんであっても、申込種別（太陽光の新設、太陽光の容量変更など）の間違いが散見されるため、申込種別が蓄電池であることを確認してください。

【シンセツくんの見本】



## コージェネレーションシステムについて

Q コージェネレーションシステムとはどのようなシステムですか。

A 都市ガス、LP ガスから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるシステムのうち、次に掲げる事項を全て満たすシステムです。

ア 発電ユニットの発電効率及び熱回収効率の総合エネルギー効率（以下「総合効率」という。）が低位発熱量基準で 80 パーセント以上であること。

イ 停電時において系統電力から自立して発電を継続することができる機能を付加していること。

Q エコキュートは補助対象となりますか。

A コージェネレーションシステムの補助対象とはなりません。

Q エネファームは補助対象となりますか。

A コージェネレーションシステムの補助対象となります。

## 太陽熱温水器について

Q エコキュートに太陽熱を加えた温水給湯機は補助対象となりますか。

A 太陽熱温水器の補助対象となります。